

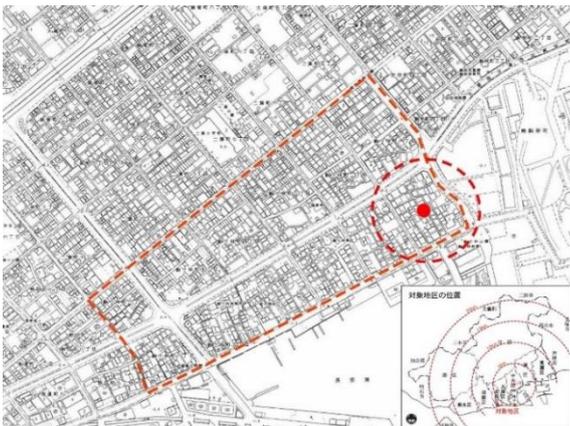
3. 防災まちづくり～神戸の事例から～

神戸市長田区駒ヶ林1丁目南部地区

有限会社スタジオ・カタリスト代表取締役

松原：

私は元々京都出身なのですが、仕事で神戸の方に来まして、その後、阪神・淡路大震災にあい、復興のまちづくりをお手伝いするなかで、まちづくりの専門家として、木造密集市街地の再生に取り組ませていただいております。私はそれとは別に、京都の方でも2地区、防災まちづくりを担当させていただいております。京都の皆さんと防災まちづくりと一緒に進めさせていただいて、強く感じますのは、京都の皆さんの自治に対する思いや組織の強さでございます。これはかなり神戸と違うところで、京都の皆さんの誇れるところではないかと、日々感じております。今日はこれまで私が一緒に十数年進めてまいりました神戸の事例をご紹介します、参考にさせていただければとお話させていただきます。



私が担当していますのは、駒ヶ林地区といいます。神戸の長田区の南の端になります。阪神・淡路大震災の時に「まちが燃えています！」というヘリコプターからの映像を見られたかと思いますが、それはもっと北の方でして、北の方は一面焼け野原になり、その後まちの再建が進みましたが、その周辺は幸いにも燃え広がらなかったこともあり、大規模なまちの再生はされず、基本的には自力再建が中心になった地域になります。ということは古い木造の建物が密集し、狭い路地がいっぱいあるという状況は残されたまま、災害に強いまちにするにはどうすればいいのかということで、取組を皆さんと一緒に進めてまいりました。

駒ヶ林1丁目南部の路地



私が取り組んでおります駒ヶ林1丁目南部という所ですが、道に特徴があります。法律に則った道は青で示した所ですが、オレンジ色の所が道ではない道（私有地）であり、今後建替えが進んで、道を塞がれても文句は言えないという非道路になります。普段は生活道路としてよく使われている道なのに、塞がれる可能性がある。さらにこの地域は路地のまちであり、車が入ってこない、住みやすい、おじいちゃんやおばあちゃんが安心して歩ける、車いすでも安心して通れる、子どもの遊び場にもなる、そういう良い路地の環境が残っています。そういうまちの防災性を高めることと、路地が持っているまちの価値をどう残していこうかというなかから、話が進んでいったというところですよ。



これは話し合いをしているところですが、神戸市の場合、市の人と地域の人と私のような専門家が三者一体になって進めていく、つまり良い意味での三角関係の中で、まちづくりを進めていくというやり方になります。

具体的に色々な事業を進めながらやっていくのですが、そのうちの1つに「まちなか防災空地整備事業」として、空き地の防災広場化という事業がございます。震災後、火は出なかったものの、建物が潰

駒ケ林町1丁目での路地を生かしたまちづくり事業

◎空地の防災広場化（まちなか防災空地整備事業）

- ・震災後の空地を神戸市が借り上げ、整備
- ・地域住民団体が維持・管理
- ・延焼防止、一時避難の効果、防災拠点としての位置付け



れたため空き地になっている所が、結構たくさんまちなかに残っています。そういう所にはゴミが捨てられたり、人がたむろしたり、雑草が生えたり、虫がわいたり、地域にとって迷惑な場所になっていました。それを神戸市さんが無料で借り受け、その分は税金を安くして、整備費は市が出す。そして維持管理し、日々使うのは地域の人という形で、まちなかに防災広場をつくっていく仕組みになります。

実はこれと同じような仕組みを京都市さんもお持ちで、今日資料に配られている[「まちなかコモンズ整備事業」](#)も同じような仕組みだと思います。



そういう広場ができて、自治会長さんが「この広場を使って何かできないか」と始めたのが、年末の餅つきです。これまでなかったイベントですが、防災広場ができたことだし、餅つきをやろうと多くの人が集まりました。



せっかくの防災広場なのだから、子どもが訓練できるような事も餅つきの間にやってみようと、年に一回、防災広場を使った防災の取組、そして人がつながる仕組みが、このなかでだんだんできてきました。

駒ケ林町1丁目での路地を生かしたまちづくり事業

◎路地の整備（細街路整備事業）

- ・2項道路の中心線を権利者で確定
- ・神戸市が舗装、埋設管、側溝を整備
- ・整備後は各権利者が維持管理



もう1つ、路地の整備を、併せてやっております。建築基準法では道幅が4mないところは、次に建て替える時、道の真ん中から2m下がって建てなさいという決まりがあります。その基準となる線を建て替える前から住民の皆さんで決めてもらったら、それに合わせて、道の舗装と雨水を流す側溝と上下水道・ガスの埋設管を全額市負担で整備するという仕組みで、事業に取り組んでできました。これによって、排水もよくなりますし、道の舗装もよくなりますし、上下水道についても古いまちですので、裏から引いていた所があったのが、家の前から引けるようになります。ということは土地の価値が上がりますし、建替えも進みやすくなります。建替えが進むということは、今の法律に則った防災性の高い建物に変わることですので、長い目で見れば防災性の向上に繋がっていきます。



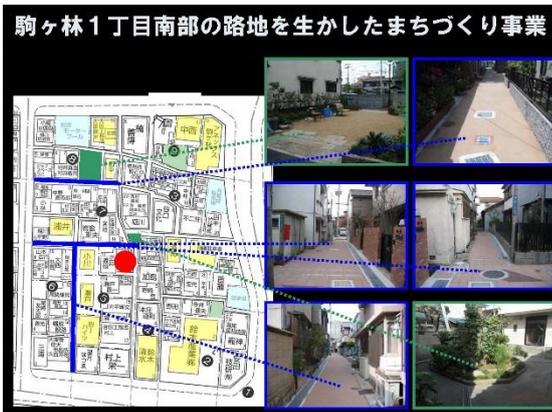
道を考えるプロセスは、できるだけ地域の方々にご参加いただいて、一緒に考えていきましたので、出来上がった時は、防災広場の中でパーティを開催しました。



「住民参加で道づくり」と言っています。ビー玉を埋め込んでいるだけですが、ちょっとしたことでも参加してもらおうということです。「やすらぎ小路」とありますが、六原でもされたように、路地の名前をみんなで考え、決めました。



これは、いかなごのくぎ煮を食べているところです。路地ができた時はちょうど3月末で、いかなごのシーズンでした。しかもこの駒ヶ林地区は、正しいかどうかはともかく、「いかなごのくぎ煮の発祥の地や」と自分たちでは思っておられます(笑)。ですので、それに合わせて、いかなごのくぎ煮の食べ比べ大会をここでやろうじゃないかと近所のおばちゃんたちに出し合ってもらって、食べ比べをしました。



このような形で、広場が整備され、道が整備されてきて、まちの形を大きく変えずに防災性を高めていくことを進めてきました。

**ひがっしょ路地のまちづくり計画
(駒ヶ林町1丁目南部地区近隣住環境計画)
の決定**

**コミュニティの基盤となる
路地を保全しつつ、
避難路を確保し建物の防火性を高め、
まちの防災性を向上させ、
建替えしやすい環境をつくる計画**

ここで、もう少し地域全体のことを考えてはということで、皆さんで決めたのが「ひがっしょ路地のまちづくり計画」というものです。

これはコミュニティの基盤となる路地を保全しつつ、避難路を確保し、建物の防火性を高め、まちの防災性を向上させ、建替えしやすい環境をつくる計画です。つまり建築基準法という法律を柔軟に運用していくことで、緩和と規制を地域に即して行い、地域の独自性を保ちながら、まちの防災性を高めていくというものです。



これは地域の人が集まって勉強会をした時の写真ですが、難しいテーマを皆さんにわかってもらうために、シールを貼ったり、旗上げをしたり、クイズをしたりなどしながら、お話を進めていきました。右下の写真は、ここに住んでおられない土地家屋の権利者さんにも集まってもらい、説明をしました。

そうしてできたのがこの計画です。最終的に、地域の皆さんの合意として、建築基準法で決められた4mの道は一本だけで、他は全部1間半つまり2.7mの道でよいということになりました。さらに道ではない道に関しては、道沿いの権利者の方にお願

原さんのフィーが出ていたわけですね。

松原：

その通りです。神戸市さんでは1985年くらいからまちづくり条例ができて、その時からまちづくりの専門家派遣という仕組みがあります。その専門家が地域に派遣されて、地域の人と、あるいは行政と一緒に考えながらやっていくというのは、もう震災前から出来上がっていて、私もその流れの中で地域と関係性をつくってきました。

大島：

細街路整備のハード部分だけでなく、ソフトの部分についても、神戸市の制度として期待されているところはあるのでしょうか。

松原：

元々専門家派遣の仕組みは、都市計画の部局がつくられて、ハードの部分を対象としていたのですが、ある時期からソフト的な部分に関しても、まちづくりの専門家はたぶん使えると思われたように思います。ですからまちづくりの専門家としてやっていた人材が、例えば市民参画の部門、あるいは地域福祉のような、別の領域に駆り出されるということが、15年くらい前から始まったように思います。その時に感じたのは、まちづくりというのはハードウェアはもちろん、ヒューマンウェアを含めた総合的なものであるという認識を、大震災の後のまちづくりでは皆さん経験しておられたので、ハード以外の部分も対応していかれたのではないかと思います。